

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六花会定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬はつぎの額の日当により支給する。

- 2 日当は2種類とし、一日日当は、5,000円、半日日当は2,000円とする。
なお半日とは、職務に費やした時間が4時間以内をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は、支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うものとする。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 | 1,000円 |
| (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償 | 1,000円 |

(規程の準用)

第4条 評議員選任・解任委員についても、本役員等報酬規程を準用する。

(改廃)

第5条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は令和4年4月1日から施行する。